

令和7年度 地方独立行政法人大月市立中央病院障害者優先調達推進方針

地方独立行政法人大月市立中央病院（以下「当院」という。）では、「国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を、次のとおり定める。

1 適用範囲

この調達方針は、当院が物品及び役務（以下、「物品等」という。）を調達する場合に適用する。

2 調達方針の対象となる施設等

この調達方針の対象は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる施設は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設等とする。

- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 生活介護事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- ・ 特例子会社（法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に定める事業所）
- ・ 重度障害者多数雇用事業所（法施行令第1条第2号に定める事業所）
- ・ 在宅就業障害者
- ・ 在宅就業支援団体

4 調達物品等

特に分野を定めることなく、調達に努める。

5 調達目標は前年度の実績を上回ることとする。

種別	実績額
物品	446,400
役務	0
計	446,400円

6 調達方針及び実績の公表

- ・ 調達方針は、当該年度の予算や事業等を勘案して毎年度見直しを行い、
当院ホームページで公表する。
- ・ 調達実績については、取りまとめ後、当院ホームページで公表する。